

南相馬市鹿島区スポーツ7施設業務内容一覧

業 務 名	実施回数	実施時期（該当月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
消防設備保守点検業務	年1回	←											→
自動扉開閉装置保守点検業務	年3回	←											→
受水槽維持管理業務	年1回	←											→
防火対象物定期点検業務	年2回	←											→
浄化槽清掃業務	年1回	←											→
浄化槽保守点検業務	年4回	←											→
自家用電気工作物保安管理業務	年1回	←											→
芝生維持管理業務	年8回			←								→	
機械警備業務	通年	←											→
鹿島区グラウンド除草等業務	年2回				←			→					
みちのく鹿島球場除草業務	年2回				←			→					
清掃作業業務	週2回	←											→
一般廃棄物収集運搬業務	週2回	←											→

消防設備保守点検業務仕様書

下記施設における消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に正常な状態に保守するため、次のとおり仕様を定める。

記

1. 業 務 名 消防設備保守点検業務委託

2. 業務場所 別紙のとおり

3. 業務内容等

(1) 本業務は、消防法等の法令に基づく下記の定期点検のほか、故障発生等必要に応じ保守点検を実施するものとする。

なお、定期点検の実施時期については、施設管理者と協議の上決定するものとする。

点 検 区 分	点検実施の回数
外 観 点 検	1 回
機 能 点 検	1 回
総 合 点 検	1 回
精 密 検 査	必要により協議の上行う

[点検の内容]

消防法施行規則第 3 1 条の 4 第 1 項の規定による点検を実施するものとする。

・ 外観点検

消防用設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を設備の種類に応じて確認すること。

・ 機能点検

消防用設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。

・ 総合点検

消防用設備の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する技術者（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けるものこと。

(3) 業務の責任者は、点検終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。

(4) 保守点検の結果、異常と判断される場合は、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要に応じ応急措置等について指導、助言を行うものとする。

(5) 請負者は契約期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動したときは、発注者の通知を受けた後早急に現場に急行し適切

な処理をとるものとする。

(6)その他の詳細な事項については、スポーツ推進課の指示により実施するものとする。

4 . 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

消 防 用 設 備 点 検 箇 所																																		
施 設 名	消 火 器	信 息 機	自 動 火 災 報 知 設 備															誘 導 信 号 機	誘 導 標 識	屋 内 消 火 栓	水	非 常 警 報 器 具 ・ 設 備	自 家 用 電 機	ス ブ リ ン ク ラ ー	漏 電 火 災 警 報 機	非 排 煙 制 御 設 備								
			受	感 知 器												地 区 音 響 装 置	発 信 機																	
				差 動 式			定 温 式		煙 式				熱 複 合 式 ス ポ ッ ト 型	熱 煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型	煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型												多 信 号							
				分 布 型			ス ポ ッ ト 型	感 知 線	ス ポ ッ ト 型		光 電 式 分 離 型																							
				空 気 管	熱 電 対	熱 半 導 体			ポ ッ ト 型	ポ ッ ト 型		化 イ オ ン																光 電 式						
																													非 蓄 積	蓄 積	非 蓄 積	蓄 積	非 蓄 積	蓄 積
鹿島体育館	13	1	8			30											2	2		1	1	4												
千倉体育館	5	1	8			8				1							4	3		1														
前川原体育館	4	1	4			6				1							1	1		1						1								
みちのく鹿島球場	5	1				16	16			3							4	2		1														

自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

下記施設における自動扉開閉装置保守点検業務の仕様について、次のとおり定める。

記

1. 業 務 名 自動扉開閉装置保守点検業務
2. 業務箇所 みちのく鹿島球場
3. 業務内容等
 - (1) 本業務は、自動扉開閉装置を正常かつ円滑に使用でき、良好な開閉状態を維持できるよう、機械各部の保守点検を実施するものとする。
 - (2) 点検回数は、年3回とする。

なお、実施時期については、各施設管理者と協議の上決定すること。
 - (3) 本業務の内容は次のとおりとする。

異常有無の点検
機器の清掃、注油及び一般調整
機器の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整
機器の障害の修復及び分解整備
その他委託者が必要とするもの（ただし、別途費用を要するものを除く。）
 - (4) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する技術者について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けること。

また、業務を行う場合は、身分証明書を携行すること。
 - (5) 業務の責任者は、点検終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。
 - (6) 保守点検の結果、異常と判断される場合は、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要に応じ応急措置等について指導、助言を行うものとする。
 - (7) その他の詳細な事項については、スポーツ推進課の指示により実施するものとする。
4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

自 動 扉 開 閉 装 置 概 要

No		設 備 概 要		
		開閉方式	機 種	台 数
1	み ち の く 鹿 島 球 場	両引分	160KLDM	1 台

受水槽維持管理業務仕様書

1．業務場所 南相馬市鹿島区南右田字榎内 1 4 0 みちのく鹿島球場

2．業務内容

受水槽清掃

1 基（有効容量 2 0 . 5 m³）屋内・地上型

水質検査（一般項目）

一般細菌

大腸菌

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

塩化物イオン

有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕

P H 値

味

臭 気

色 度

濁 度

3．環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

防火対象物定期点検報告業務仕様書

- 1．場所 みちのく鹿島球場
 南相馬市鹿島区南右田字榎内 1 4 6 - 1

2．業務内容

No	項 目	内 容
1	業 務 名	防火対象物定期点検報告業務
2	業務内容	消防法第 8 条第 2 号第 2 項に基づく防火対象物定期点検についての定期報告等に必要とする調査及び手続き
3	そ の 他	

3．環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

浄化槽清掃業務仕様書

下記施設における浄化槽について、清掃業務を行い生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、次のとおり仕様を定める。

記

1. 業 務 名 浄化槽清掃業務

2. 業務場所 前川原体育館

3. 業務内容等

(1) 本業務は、浄化槽法等の法令に基づき、清掃を実施するものとする。

(2) 清掃の回数は、各施設年 1 回とする。

(3) 受託者は、施設管理者の指示により遅滞なく業務を行い、使用に支障のないようにすること。

(4) 業務終了後は、業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。

(5) 清掃の結果、法令に定める基準の規定に適合しない場合、また異常と判断される場合には、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要な指導、助言を行うものとする。

(6) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急措置等について指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。

(7) その他の詳細な事項については、スポーツ推進課の指示により実施するものとする。

4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

浄化槽概要及び清掃回数

No		処理対象 人員(人)	容 量 (m ³)	単独・合併の別	清掃回数
1	前川原体育館	45	7.937	単独	1回

浄化槽保守点検業務仕様書

本仕様書は、下記施設に設置されている浄化槽の保守点検業務を行い、設備機能を常に万全な状態に維持するため下記のとおり定める。

1. 業 務 名 浄化槽保守点検業務

2. 業務場所 前川原体育館

3. 業務内容等

(1) 本業務は、浄化槽法に基づき、保守点検を実施するものとする。

(2) 浄化槽の保守点検は、各施設年4回実施するものとする。

日程については、業務箇所の通常業務に支障をきたさないよう担当係員の指示に従って実施するものとする。

業務に従事する技術者は、資格証等の写しを施設管理者に提出する。また業務を行う場合は、身分証明書を携行する。

(3) 業務従事者は、点検等の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出する。

(4) 業務期間中において、修理又は交換を必要とする箇所を発見した時は、速やかに担当係員に報告するとともに、その指示に従って修理交換等を行うものとする。これに要する経費については、別途協議の上決定するものとするが、軽微なものについては業務従事者の負担とする。

(5) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急処置等について指導するとともに事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。

(6) 保守点検等の実施により各機器等に損傷を与えたときは、速やかに担当係員に報告するとともに、指示に従って業務従事者の経費負担で修理等を行うものとする。

(7) その他、仕様書に明記していない事項で、業務上必要なことについては、業務従事者の責任で実施するとともに、疑義が生じた場合は担当係員と協議し決定するものとする。

4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

浄化槽概要及び点検回数

No		処理対象 人員(人)	容 量 (m^3)	処 理 方 式	点検回数
1	前川原体育館	45	7.937	分離接触バッキ	4回

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

下記施設における自家用電気工作物保安業務の仕様について、次のとおり定める。

記

1. 業 務 名 自家用電気工作物保安業務
2. 業務場所 千倉体育館
3. 業務内容等
 - (1) 本業務は、電気事業法等の法令及び法に定める保安規程に基づき、点検、測定及び試験等を実施するものとする。
 - (2) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する主任技術者について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けること。
また、業務を行う場合は、身分証明書を携行すること。
 - (3) 主任技術者は、点検等の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。
 - (4) 点検等の結果、法令に定める基準の規定に適合しない場合、また異常と判断される場合には、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要な指導、助言を行うものとする。
 - (5) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急措置等について指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。
 - (6) その他の詳細な事項については、スポーツ推進課の指示により実施するものとする。
4. 環境への配慮
南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

自家用電気工作物概要

№		設 備 概 要		
		需 要 設 備	容 量	100 kVA
1	千 倉 体 育 館		電 圧	6,600 V

みちのく鹿島球場芝生維持業務仕様書

この業務は、みちのく鹿島球場を開放するにあたり、年間を通じて安全で、安心して利用できるよう、的確、迅速に適正な維持管理を行うため、次の仕様書を定める。

- 1 業 務 名 みちのく鹿島球場芝生維持業務委託
- 2 業務場所 南相馬市鹿島区南右田字榎内 地内
みちのく鹿島球場
- 3 業務内容

(1)エアレーション	1 回	9,203 . 2 m ²
(2)目砂散布	1 回	9,203 . 2 m ²
(3)除草剤散布	2 回	9,203 . 2 m ²
(4)サッチング	1 回	9,203 . 2 m ²
(5)施肥作業	2 回	9,203 . 2 m ²
- 4 報告書 業務の報告については、業務終了後、施行状況写真添付の上、報告のこと。
- 5 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

機械警備業務仕様書

下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため、次のとおり仕様を定める。

記

１．業 務 名 警備業務

２．業務場所 千倉体育館、前川原体育館、鹿島体育館、みちのく鹿島球場

３．業務内容等

（１）警備任務

火災、盗難及び不良行為の拡大防止。

事故確知時における関係先への通報連絡。

警備報告書の提出。（毎月）

（２）警備方法

機械警備とする。

特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。

（３）警備時間

警備は２４時間実施するものとする。（但し、使用時間は除く）

上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

（４）警備機械の整備

受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。

受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。

警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。

（５）警備体制条件

警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。

受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。

受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、

遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。

受託者は異常事態の確認を行い二酸化炭素等のガス消化設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消化設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。

受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。

(6) 人事、指揮運営

警備実施上必要な権限は受託者に付与する。

警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

4 . 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

5 . 損害賠償

(1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。

(2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。

(3) 前1, 2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前期通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

6 . 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

7 . 個人情報の取り扱い

この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

8 . 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

9 . その他

警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある時に限り、両者協議し本書に付加条項文書を添付する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第 3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第 4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第 6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第 7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第 8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注 1 「甲」は実施機関を「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即し、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

鹿島区グラウンド除草等業務仕様書

１．業務場所 千倉グラウンド他

２．業務内容

種別	グラウンド名	面積	その他
除 草	千倉グラウンド(テニスコート・駐車場含む)	3 , 2 0 0 m ²	年 2 回
	前川原グラウンド	6 , 6 0 0 m ²	年 2 回
樹木剪定	千倉グラウンド	中木 48 本 (小木含む)	年 1 回
	前川原グラウンド	幹周 (60 c m未満) 5 本	年 1 回

３．本工事は、福島県土木部共通仕様書に準拠して施行するものとする。

４．その他

工事施行にあたっては、鹿島区地域振興課と十分連絡を密にすること。

工事施行前と完了の写真は、おなじ位置にて撮ること。

工事の施行上、疑義が生じた場合は、スポーツ推進課と協議するものとする。

５．環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

みちのく鹿島球場除草業務仕様書

- 1 業務場所 みちのく鹿島球場
- 2 業務内容 みちのく鹿島球場草刈（２回）
- 3 本工事は、福島県土木部共通仕様書に準拠して施行するものとする。
- 4 その他
工事施行前と完了の写真は、おなじ位置にて撮ること。
工事の施行上、疑義が生じた場合は、スポーツ推進課と協議するものとする。
- 5 環境への配慮
南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

鹿島体育館・千倉体育館・前川原体育館

清 掃 作 業 表

区 分		作 業 種 別 （ 日常作業 ）								定期作業
清 掃 区 域		清 掃 時 間	床 掃 のき 除拭 塵き	灰等 皿の 紙清 屑掃	壁面 のド ア掃	什 器の 備清 品掃	窓 台の 手清 摺掃	ペ ーの パ補 ー充	可 燃 不 理 燃 等	ワ ッ ク ス 洗 浄 作 業 塗 布
各 体 育 館	玄 関	各 施 設 二 時 間	2 / 週	2 / 週	1 / 週	1 / 週	1 / 週		2 / 週	1 / 年
	廊下・階段		2 / 週	2 / 週	2 / 週	1 / 週	1 / 週		2 / 週	1 / 年
	体 育 室		2 / 週	2 / 週	2 / 週	1 / 週	1 / 週		2 / 週	1 / 年
	洗面・便所		2 / 週	2 / 週	2 / 週	1 / 週	1 / 週	2 / 週	2 / 週	1 / 年
	外 廻 り		2 / 週	2 / 週	2 / 週	1 / 週	1 / 週		2 / 週	1 / 年

清 掃 作 業 業 務 仕 様 書

下記施設の清掃業務の遂行に必要な仕様について、次のとおり定める。

記

1. 業 務 名 清掃業務

2. 業務場所 鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館

3. 業務内容等

(1) 受託者は、作業に使用する機械器具・諸材料は床壁面積塗料を損壊することのない適正良質なものを用品・電力・水道料金以外をすべて負担するものとする。

(2) 清掃業務員は、会社規定の制服を着用し、名札を付けるものとする。

(3) 清掃作業の実施日は、施設管理者と協議の上、毎週月曜日より金曜日までの間で各施設 週 2 回とする。

ただし、土・日曜日、祝祭日、年末年始は、休日とするが、土曜日の休日は必要に応じて当該業務（定期清掃）にあたるものとする。

(4) 清掃作業の時間については、午前 8 時 3 0 分より午後 5 時までの間で、鹿島体育館、千倉体育館・前川原体育館はそれぞれ 2 時間とする。

ただし、委託者が業務時間の変更必要があると認めた場合は、この限りではないものとする。

(5) 業務の責任者は、作業終了後に作業報告書を作成し担当係に提出しその検収を受けるものとする。

(6) 清掃業務員は、身元確実な者をあて、作業に従事する場合は機敏に活動し、他人に不快な感じを与えないものとする。また、本業務にあたって知り得た事項は一切他に漏らしてはならない。

(7) トイレットペーパー及び液体石けんは、委託者の負担において使用に支障をきたさぬように補充するものとする。

(8) 各箇所の作業内容については、別表のとおりとする。

(9) 契約の解除について、次の各号に該当するときは、書面をもって通告し契約を解除することができる。

受託者の業務遂行に不誠意がみられ業務を完全に履行する見込みがないと認められたとき。

受託者の責任に帰すべき理由で業務の継続ができないとき。

(10) 業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

一般廃棄物収集運搬業務仕様書

この仕様書は、鹿島区内スポーツ7施設他から排出される一般廃棄物の収集及び運搬業務について、必要な仕様を以下に定める。

1 業務名 一般廃棄物収集運搬業務

2 業務内容

(1) 収集方法

- 収集日 ・可燃ごみ 毎週第2・第4木曜日
・不燃ごみ 回収し運搬先に搬入
・資源ごみ 回収し運搬先に搬入

業務実施時間

当該業務の実施時間は、午前8時30分から収集完了までとするが、午後5時まで完了するように努めること。

その他

発生した一般廃棄物については、施設利用者の要請により収集するものとする。

(2) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分（委託者により分別）
可燃物	資源ゴミとして分類される紙類、ペットボトル、白トレイ、プラスチックゴミを除く
不燃物	資源ゴミとして分別収集する缶類、瓶類を除く
瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
白トレイ	リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ
古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

(3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。

クリーン原町センター

3 業務実施基準

(1) 関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

(2) 受託資格

当該業務を受託する者は、「事業系一般廃棄物収集運搬事業」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

4 交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

5 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

6 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

7 その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。